

# — 勤労青少年ホームについて —

平成22年9月1日



厚生労働省 職業能力開発局 キャリア形成支援室

# 「勤労青少年ホーム」の概要

## ○勤労青少年ホームについて

勤労青少年ホームとは、主に中小企業等で働く若者の福祉の増進を図るとともに、健全な職業人としての育成に資するため、各種の相談、必要な指導、レクリエーション、クラブ活動その他の勤労の余暇活動の為に便宜を供与する等、勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設です。

### ●特色

#### ①世代交流を通じた余暇活動の場であること

勤労青少年ホームは、概ね15歳から35歳までの県(市)内在住・在勤の若者が利用できる施設であり、スポーツや料理、語学等の各種の講座や教室、同内容のクラブ活動、レクリエーション等を実施。

#### ②地域交流の拠点であること

社会の一員としての役割を果たしていくために地域社会で行われるボランティア活動、スポーツ活動、伝統行事等への参加の機会の提供。

#### ③キャリア形成支援の場であること

キャリア・コンサルタント等の専門家によるセミナーのほか、一部の施設では、ニート等の若者の職業的自立を目指す「地域若者サポートステーション」の拠点となるなど、在職青少年のみならず、若年無業者等も対象としたキャリア支援を実施。

### ●現状

勤労青少年福祉法第15条第1項により、地方公共団体に設置の努力義務が課せられており、地方公共団体が運営。

昭和32年に愛知県に初めて設置されて以来、ピーク時には、537箇所まで拡大。平成22年4月現在では全国395箇所。

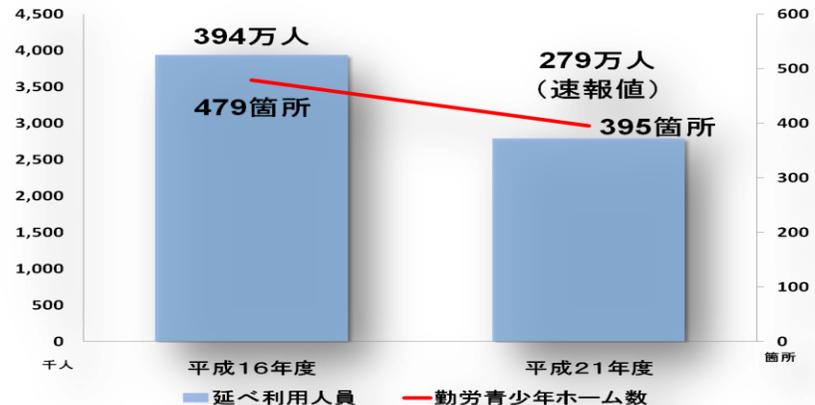
なお、国からの補助金（「勤労青少年福祉施設設備費補助金」）は平成16年度に廃止。

### ●施設の減少理由

- ・勤労青少年の人口の減少
- ・若者の余暇活動の傾向変化
- ・施設の老朽化等

平成20年度には、国の補助により設置された老朽施設の財産処分手続きが簡略化。今後もさらに施設数の減少が懸念。

### ●勤労青少年ホーム利用実績



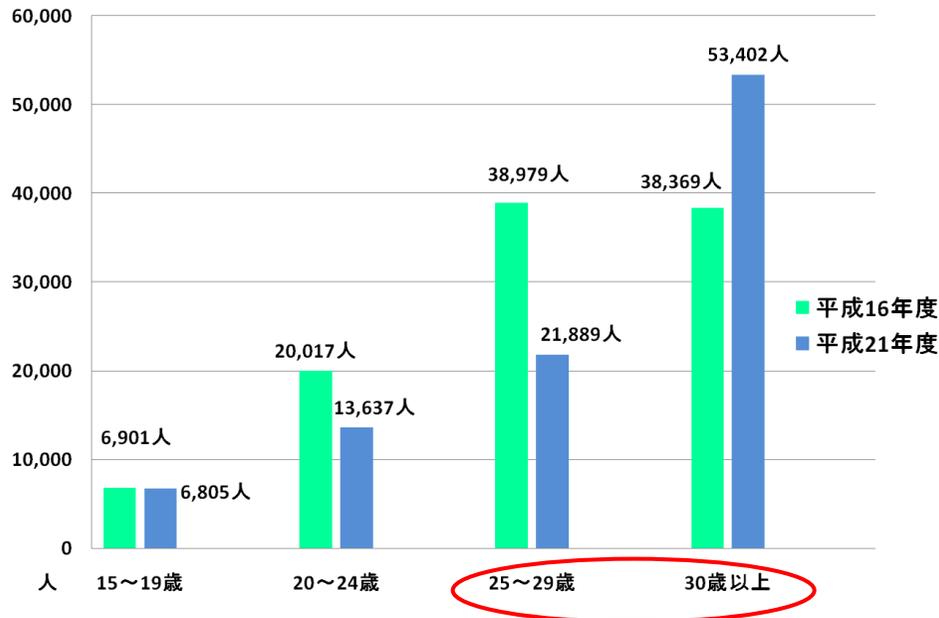
延べ利用者は、平成16年度から5年間で約115万人減少  
施設数は、平成16年度から5年間で84箇所減少

# 「勤労青少年ホーム」の利用状況

## 5年前(平成16年度)との比較

- ・ 30歳以上の利用が、5年前に比べ約40%増、逆に20代後半が約45%減。
- ・ 女性の利用が圧倒的に多い。

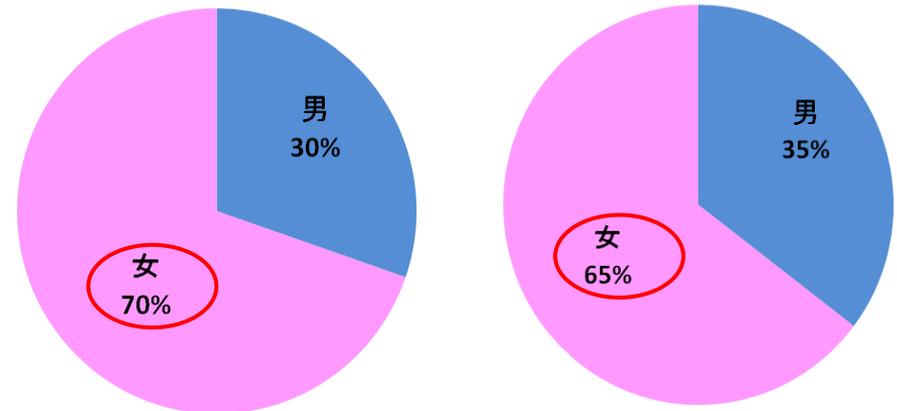
### ● 利用年齢層



出典：勤労青少年ホーム運営状況報告（職業能力開発局調べ）

### ● 利用男女比

平成16年度 (利用者登録者 10万4千人)      平成21年度 (利用者登録者 9万6千人)



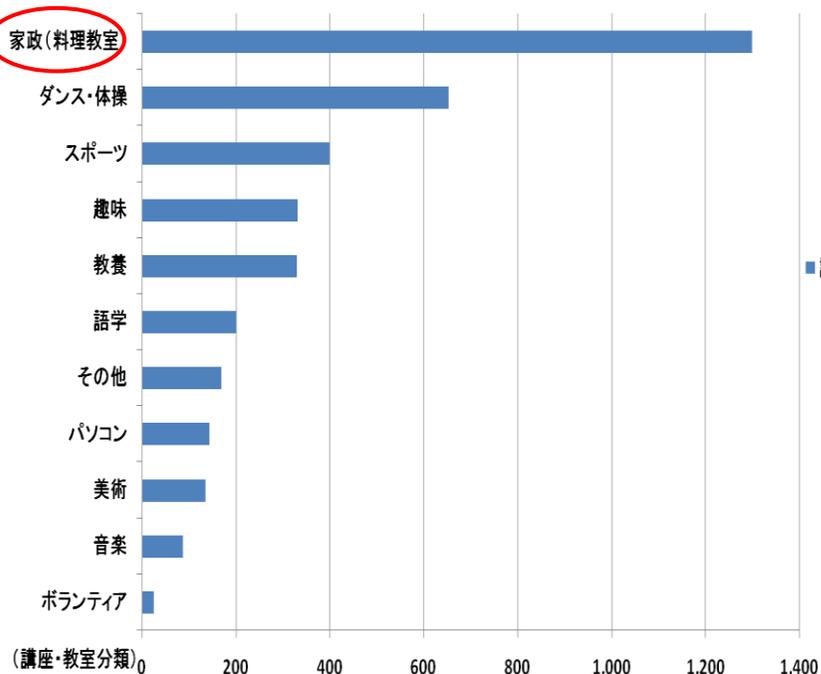
出典：勤労青少年ホーム運営状況報告（職業能力開発局調べ）

# 「勤労青少年ホーム」の利用状況②

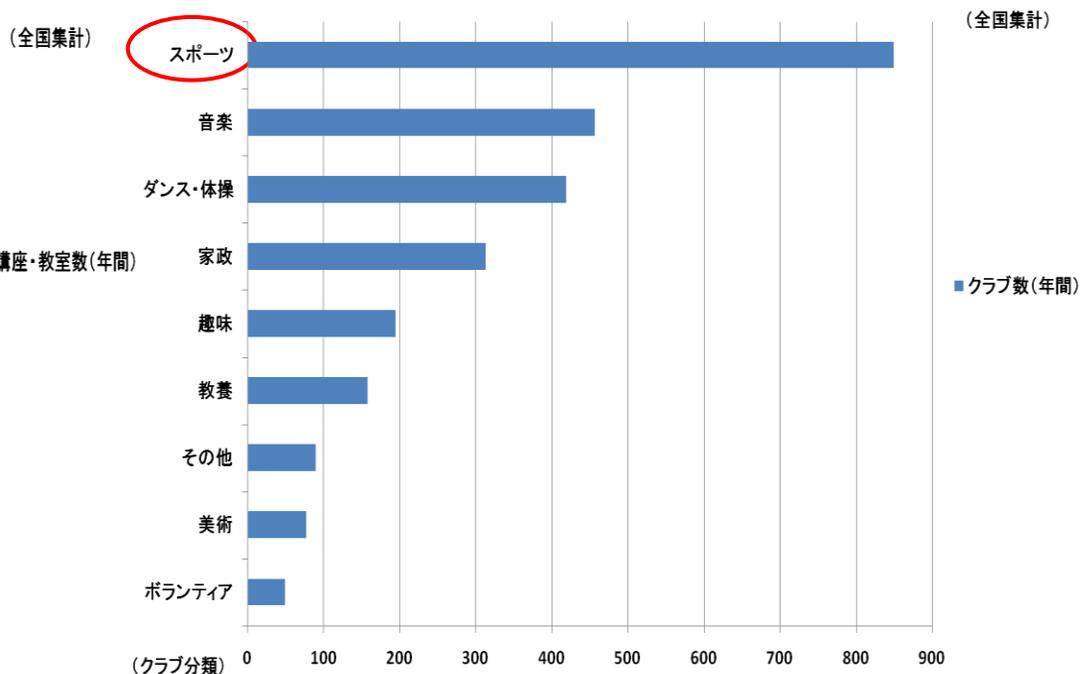
## 近年のレクリエーション活動内容

- ・ 勤労青少年ホームが開催している講座・教室は料理教室が多い。
- ・ 勤労青少年ホームで活動しているクラブはスポーツ関係が多い。

### ● 講座・教室の開講状況



### ● クラブ活動状況



出典：勤労青少年ホーム運営状況報告（平成21年度）  
（職業能力開発局調べ）

出典：勤労青少年ホーム運営状況報告（平成21年度）  
（職業能力開発局調べ）

## 鹿児島市勤労青少年ホームの取組み事例

～「働く若人のオアシス」として多くの若者が集う活発な活動事例～



## I 鹿児島市勤労青少年ホームの概要

- 設立：昭和49年
- 設置・運営主体：鹿児島市  
(H18～指定管理者制度により(株)総合人材センターが運営)
- 所在地：鹿児島市鴨池2丁目32番30号（市電都元駅から徒歩5分）
- 施設の概要：1,656㎡、体育館、料理講習室、娯楽談話室、会議室 他
- 運営体制：館長、副館長、職員4名
- 平成21年実績：登録者数1,259人、  
講座、クラブ、一般利用等延べ利用者数56,582人

## II 取組みの特徴

### 1 勤労青少年の健全な育成と福祉の向上をめざし、自立と社会参加を促す

- ホーム運営の基盤となる運営委員会に、学識経験者、関係行政職員その他、事業主団体、利用者代表が参加。鹿児島労働局からも企画室長が参加。
- 「仲間作り促進」「自己啓発の促進」「社会参画活動（ボランティア）の促進」、「相談業務の充実」「情報の発信」を事業の柱として各種事業を実施。

### 2 若者のキャリア支援に関わる事業の展開

- 平成18年度から「キャリアコンサルタント事業」を開始し、月に3～4回、産業カウンセラーが若者のキャリアアップ等の相談に応じている。
- 「転職活動に当たって採用担当者にアピールする履歴者の書き方を知りたい」「キャリアアップのための転職をしたい」「職場での人間関係等の悩み」等の相談が多い。
- 平成21年度は、87件の相談実績があり、今後も充実させていく予定。

### 3 市内在住・在勤勤労青少年のための幅広い活動の場と自主的な運用

- 施設の設定目的に鑑み利用者の中核をなすのは、市内在住・在勤の勤労青少年だが、ほとんどが夜間利用が中心となるため、施設の有効活用の観点から、昼間は、公的機関（行政関係、幼稚園協会、PTA、校長会等）の会議や一般市民に可能か限り施設を開放している。
- 夜間は、勤労青少年の健全なレクリエーションメニューとして、バレーボール等のスポーツ、料理実習、ダンス、語学、華道、茶道、パソコン等、充実した施設、指導者を置いた多様な活動メニューを提供。
- 利用者が自主的に運用するための組織「友の会」や、指導者のいないクラブ活動も活発に行われている。
- 開館時間にあわせた（月～金9:00～21:00、日曜日9:00～17:00）弾力的な職員の勤務シフト体制。

## 課題として認識されている点

- 全国勤労青少年ホーム協議会の解散等に伴い、ホーム同士が、活動実態等の経験、ノウハウ、課題を共有化する機会が一層限定されることとなった。地域内での自発的な交流は行っているが、全国的な視野に立った情報交換等の機会が望まれる。
- 利用者の男女比は著しく女性に傾いていることから、男性利用者の拡充を図るために男性の参加が見込まれるプログラム（フットサルなど）を設定したり、効果的な広報活動を展開する必要がある。

# 三条市勤労青少年ホームの取組み事例

～地域若者スペース・トレーニングをはじめとするキャリア支援を中核的事業に位置づけ、産業界はじめとする地域連携等により活性化を図っている事例～



## I 三条市勤労青少年ホームの概要

- 設立：平成7年
- 設置・運営主体：三条市
- 所在地：新潟県三条市南四日町1-15-8（JR三条駅から徒歩5分）
- 施設の概要：1,850㎡、多目的ホール（バレーボール2面）、音楽室兼集会室、和室、相談室、料理講習室、相談室 他
- 運営体制：館長（市商工課長兼務）含め3名（本年度1名増員）  
＋臨時職員1名
- 平成21年実績：登録者数1,686人、講座、サークル等延べ利用者数11,064人

## II 取組みの特徴

### 1 産業界はじめ行政機関等地域の関係機関が積極的に参画した推進体制の確立

- 三条市は、金属加工を中心とした「中小企業の町」、こうした地域の基盤をなす中小企業が、ホームの運営の基盤となる運営審議会等の活動に参加。
- また、三条地区勤労青少年福祉推進者連絡協議会の拠点ともなっており、事業所對抗スポーツ大会、切草・パークラに関する講演等、事業の企画・運用、施設全体の活性化に結びつけている。
- さらに、商店街等の協力を得て、スペースを利用する若者を対象とした、職場見学・職場体験等のコーディネート事業の実施に向けても検討中。
- また、学校、警察、矯正施設、児童関係機関、就労支援機関等を広く構成員とした「三条市子ども・若者総合スペースシステム」の創設（21年度）により構成員として参加。22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づく地域協議会を全国に先駆け整備する母体となっているもの。

### 2 スペース事業等、若者のキャリア支援に関わる事業を核に据えた展開

- 勤労青少年「福祉」の意義を今日的に再定義し、18年度から、ニート等の若者を対象に、職業的自立の実現に向けた専門的な相談、各種支援プログラムを展開する地域若者スペース・トレーニング事業を施設内で実施。ホームの中核的な事業に位置づけ。
- ニート等の自立支援に当たっては、専門的な相談に加え、若者同士、世代間の交流の機会、出口に近い「ジョブトレーニング」が重要だが、ホームの体育、文化活動、喫茶等の施設や、これを活用したプログラム、指導者等の資源をフルに活用し、
  - ・ 読み書き・四則演算レベルの基礎的勉強や、スポーツ、歌う会、しゃべり場といった就労以前の活動参加にはじまり、
  - ・ 喫茶店を活用した簡単なジョブトレーニング（下記3参照）
  - ・ 若者交流の場、女性の会、ハウスの利用体験
  - ・ さらに、「卒業（就職決定）後」のフォローアップの場（夜スペース）等、発達程度に応じた多様なプログラムを、相談事業に並行し、毎日常時展開し、全国の他のスペースにもノウハウを発信するまでになっている。
- また、22年度から、より就職に直結する相談等のサービスを提供する「ワークサポート三条」をホーム内に創設（旧パートハウス、高齢者職業相談室等が母体）。スペースと一体的な運用を図っているところ。こうした取組みを通じ、スペースのスタッフ（キャリアコンサルタント、社会福祉士、臨床心理士、教員経験者等）のみならず、ホームのスタッフ全体として、「キャリア支援」のマイドを持った事業展開が可能に。

### 3 青少年を中心としつつ幅広い年齢層を対象としたプログラムの、このことによる世代を超えた有機的な交流の場の創出

- 施設の設置目的に鑑み、利用者の中核をなすのは勤労青少年だが、この層の利用が概ね平日夕刻以降に限定されることを勘案し、平日日中は高齢者、休日は少年団等に施設を提供（場所貸し形態）する等の有効活用。スポーツ、調理、ダンス、語学、充実した施設、指導者（ボランティアも参画）を活用した多様な活動メニューを提供。
- こうした環境を整えることにより、例えば、高齢者を顧客とした、ニート等の若者による喫茶ジョブトレーニング（仕入れ、調理、接客、会計等の一連の体験）が可能となる、継続的な若者の居場所提供、外国人従業員の師弟も参画した国際交流等の、有機的な交流の場が創出。
- 情報発信にも積極的であり、ホーム内の会議室をスタジオとして活用。スペースの総括コーディネーターが関係者を招き対話する形態で、地元「FM三条」局の番組「スペース17」（概ね週1回、30分番組）を放送。

## 課題として認識されている点

- 勤労青少年ホーム協議会の解散等に伴い、ホーム同士が、活動実態等の経験、ノウハウ、課題を共有化する機会が一層限定されることとなった。地域内での自発的な交流は行っているが、国の立場でも配慮を期待。
- 自治体として財政的に厳しい状況にあることにより変わりはなく、今後、予算や人的措置の削減も懸念。その場合、現在のような幅広い事業展開が困難に。

# 川越市勤労青少年ホームの取組み事例

～「中央公民館」併設を活かした幅広い世代が集う首都圏の憩いの場～



## I 川越市勤労青少年ホームの概要

- 設立：昭和44年
- 設置・運営主体：川越市の直接運営
- 所在地：埼玉県川越市三久保町18-3  
(東武バス「松江町2丁目」降車徒歩5分)
- 施設の概要：1階部分を中央公民館、2・3階部分を勤労青少年ホームとする複合施設。音楽室、集会室、講習室、軽体育室 等
- 運営体制：館長ほか2名（併設の中央公民館併任）
- 平成21年実績：登録者数388人、講座、サークル等延べ利用者数3,807人

## II 取組みの特徴

### 1 勤労青少年が安定した職業生活を送るためのサポート体制

- ホーム運営の基盤として運営委員会と利用者協議会を設置。運営委員会は、自治会や青年会議所、商工会議所等の地元の関係団体の代表者のほか、川越公共職業安定所の職員にも委嘱している。
- 運営方針として、(1) 若者が働きながら学べる環境を用意し、知識、コミュニケーション能力の向上を図るなど、キャリア形成支援を推進し、自立した社会人として成長することを支援、(2) 若年労働者、無就労者が抱く様々な悩みを解決するための手助けとして、仕事に関する相談機能を設置、という2点を掲げている。

### 2 若者のキャリア支援に関わる事業展開

- 平成17年度から21年度まで、キャリア形成支援の職業相談事業を実施。昨年度実績では年60回開催、のべ94名の参加があった。
- 本年度は、上記の職業相談事業は終了しているが、講師（キャリア形成支援・カウンセラー）のボランティアにより、月2回、「求人票の見方・探し方」「トライアル雇用、紹介予定派遣等を学ぶ」等のテーマを定めて相談事業を実施している。
- 埼玉県が県内5市で実施している「若者ジョブナビゲーション」事業（セミナーやキャリア・カウンセリング）を、川越市では、勤労青少年ホームを会場として実施している。

### 3 県内在住・在勤勤労青少年のための交流の場と自主的運用

- 施設の設置目的に鑑み、利用者の中核をなすのは、県内在住・在勤勤労青少年（平成9年度に埼玉県より移管を受けた）であるが、これらの層の利用が概ね夕刻以降に集中していること、また中央公民館との複合施設であることを勘案し、日中や勤労青少年の利用がない時間帯には、地域住民にも施設を開放する等の有効活用を図っている。
- 開館時間にあわせた（月～土 9:00～21:30、日曜日 9:00～17:00）弾力的な職員の勤務シフト体制。
- クラブ代表者でつくる利用者協議会では、運営委員会と共同で勤労青少年の日特別事業（「富士登山」）やテーブル・マナー教室、スキー・スノーボード講習といった短期の特別事業を実施。
- 「外国語・コミュニケーション」「文化、教養、スキル」「スポーツ」の3部門を柱に、英語や中国語、料理、着付け、テニス、ゴルフといった多様な活動メニューを提供。

## 課題として認識されている点

- 実施している講座や教室などは民間でも行われており、今後施設をどのように扱うか検討しているところ。
- 若年無業者等の職業的自立支援等について、勤労青少年ホームがどのような役割を果たせるか検討が必要。第9次勤労青少年福祉対策基本方針にて方針を打ちだしてもらいたいことを期待。